

在留資格「特定技能1号」製造3分野が統合されました (素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業)

～ 外国人雇用状況の届出の注意点 ～

令和4年5月25日以降に新規雇用する「特定技能外国人」が対象です

令和4年5月25日に、特定技能の3つの特定産業分野が統合されました。

- ・ 素形材産業分野
- ・ 産業機械製造業分野
- ・ 電気・電子情報関連産業分野

**素形材・産業機械・
電気電子情報関連製造業分野**
(略称：製造業分野)

在留資格「特定技能1号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）」に該当する外国人雇用状況の届出を行う場合は、「在留資格」欄に

**特定技能1号
(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業)**

または

**特定技能1号
(製造業)**

と記載してください。

■ 「雇用保険被保険者資格取得届」の様式（様式第2号）

「23.在留資格」欄

- 特定技能1号（介護）
- 特定技能1号（ビルクリーニング）
- 特定技能1号（素形材産業）
- 特定技能1号（産業機械製造業）
- 特定技能1号（電気・電子情報関連産業）
- 特定技能1号（建設）
- 特定技能1号（造船・船用工業）

**特定技能1号
(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業)**

または

**特定技能1号
(製造業)**

と記載してください。

ご不明な点は、お早めに事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください（裏面へ）

■「雇用保険被保険者資格喪失届」の様式（様式第4号）裏面

様式第4号（第7条関係）（第2面）
雇用保険被保険者資格喪失届

14欄から19欄は、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

15. 在留カードの番号（在留カードの右側に記載されている13桁の英数字）

16. 国籍・地域

19. 在留資格

17. 在留資格区分

18. 在留期間

19. 在留資格

「19.在留資格」欄

- 特定技能1号（介護）
- 特定技能1号（ビルクリーニング）
- 特定技能1号（素形材産業）
- 特定技能1号（産業機械造業）
- 特定技能1号（電気・電子情報関連産業）
- 特定技能1号（建設）
- 特定技能1号（造船・船用工業）

特定技能1号
（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）

または

特定技能1号
（製造業）

と記載してください。

※ 令和4年5月25日以降も「特定技能1号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）」に更新せず、在留資格「特定技能1号（素形材産業）」「特定技能1号（産業機械製造業）」「特定技能1号（電気・電子情報関連産業）」のまま離職の届出を行う場合は、それぞれ従来どおり「特定技能1号（素形材産業）」「特定技能1号（産業機械製造業）」「特定技能1号（電気・電子情報関連産業）」と記載してください。

■「外国人雇用状況届出書」の様式（様式第3号）

様式第3号（第10条関係）（表面）
外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ）
①外国人の氏名（ローマ字）

②①の者の在留資格

③①の者の在留期間（西暦）

④①の者の生年月日（西暦）

⑤①の者の性別

⑥①の者の国籍・地域

⑦①の者の資格外活動許可の有無

⑧①の者の在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）

雇入れ年月日（西暦）

雇入れ年月日（西暦）

雇入れ年月日（西暦）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

雇入れ又は離職に係る事業所

雇用保険適用事業所番号

事業所の名称、所在地、電話番号等

事業主

氏名

社会保険労務士記載欄

氏名

公共職業安定所長 殿

「②.①の者の在留資格」欄

- 特定技能1号（介護）
- 特定技能1号（ビルクリーニング）
- 特定技能1号（素形材産業）
- 特定技能1号（産業機械造業）
- 特定技能1号（電気・電子情報関連産業）
- 特定技能1号（建設）
- 特定技能1号（造船・船用工業）

特定技能1号
（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）

または

特定技能1号
（製造業）

と記載してください。

※ 離職の場合の注意事項は「雇用保険被保険者資格喪失届」の場合と同じ

在留資格「特定技能1号」製造3分野が統合されました (素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業)

～ オンラインでの届出の注意点 ～

現在、インターネットから外国人雇用状況の届出を行うことができる各種システムにおいては、在留資格「特定技能1号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）」を選択することができません。

このため、暫定的に当面の間、在留資格「特定技能1号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）」に該当する外国人雇用状況の届出を行う場合、

「在留資格」欄は、**特定技能1号（素形材産業）** を選択してください。

■ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」の入力画面

ハローワークインターネットサービスから登録する際には、

「在留資格」欄は、**特定技能1号（素形材産業）** を選択した上で、

「新規在留資格について」欄に、コード **89**（全角2桁）を入力してください。

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

雇用情報新規登録

雇用情報メニュー ログアウト

トップメニュー > 雇用情報メニュー > 雇用情報新規登録

雇用情報

氏名（ローマ字） **必須** CHIYODA JENNIFER YOKO (半角英数字40文字以内)

フリガナ（カタカナ） **必須** チヨダ ジェニファー ヨウコ (全角カナ25文字以内)

在留資格 **必須** **51. 特定技能1号 (素形材産業)** 変更申請済

在留期間（西暦） 2022 年 12 月 31 日 更新申請済 (半角数字)

新規在留資格について

在留資格「特定技能1号（素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業）」の場合、在留資格「特定技能1号（素形材産業）」を選択し、コード「89（全角2桁）」を当欄に入力してください。

89 (50文字以内)

「新規在留資格について」欄は、**89**（全角）を入力してください。

■ 「e-Gov電子申請」の雇用保険手続関係の入力画面

様式第2号（第6条関係）

雇用保険被保険者資格取

帳票種別
19101

1個人番号

2被保険者番号

3取得区

「23 在留資格」欄は、
51.特定技能1号（素形材産業）
を選択してください。

期間 日付 月 年 の許可の有無 [2 無] 就労区分 [2 1に該当しない場合]

22国籍・地域

23在留資格

不明] 等の場合はその理由を入力してください。

■ 「マイナポータル」の雇用保険手続関係の入力画面

申請情報の入力(4/4)

[公共職業安定所] 雇用保険被保険者資格取得届(令和4年6月以降手続き) (2/2)

以下の情報を入力し、入力が完了しましたら「次へ」ボタンを押してください。
「入力内容を保存する」ボタンを押すと、入力途中でも入力内容を保存し、後で最終確認画面でも修正は可能です。

備考

備考

在留資格

在留資格
選択してください。

「在留資格」欄は、
特定技能1号（素形材産業）
を選択してください。

■ 「年金システム（届書作成プログラム）」の入力画面

雇用保険資格取得届入力(新規届書)

ファイル(F) 編集(E) ヘルプ(H)

事業所整理記号

雇用保険

被保険者整理番号 個人番号 雇用保険被保険者番号 取得区分 雇用保

被保険者が外国人の場合のみ入力してください

被保険者氏名(ロー字) 国籍・地域

在留資格 在留資格(不明の場合)

在留期間 年 月 日 まで 資格外活動許可の有無 在留カード番号 派遣・請負就労区分

申請者用自由入力欄

登録状況
届書数 : 0
事業所数 : 0

登録(R) 削除(D) 初7(L) 入力終了(C)

「在留資格」欄は、
特定技能1号（素形材産業）
を選択してください。